

本商品は新規のお取扱いを終了しております

しんきん傷害保険付定期積金『安心たまる君』

平成25年1月4日現在

商品名	しんきん傷害保険付定期積金『安心たまる君』
商品の主な特長	・本商品の契約者が契約期間中に不慮の事故により死亡した場合、契約金額と掛込経過年数を基に算出された保険金が支払われる仕組みがあり、目的資金を安心して積立できます。また、保険料は保険契約者である信金中央金庫が支払いますので、お客様のご負担はございません。
販売対象	・個人の方で傷害保険加入に同意いただける方
期間	・10年（120回）
募集契約額	・16億円
取扱期間	平成21年2月2日（月）～平成21年7月31日（金） 但し、募集契約額16億円に達した場合は取扱期間内であっても終了させていただきます。
預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・毎月一定額を定められた日に払込みできます。 ・毎月の掛金 10,000円以上120,000円以下 ・10,000円の整数倍
払戻方法	・満期日以後に一括して給付契約金をお支払いします。
利息 (1)適用金利 (2)給付補填金の支払方法 (3)計算方法	・固定金利 年0.50%（税引き後 年0.40%）にて満期日まで適用します。 ・給付補填金は満期日以降に一括してお支払いします。 ・給付補填金は付利単位を100円として契約期間における掛金残高に年利回りを乗じて計算します。
税金	・お利息には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。（マル優のご利用はできません。） ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
手数料	なし
掛込方法	・普通預金・無利息型普通預金口座からの自動振替による受入ができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、次の期限前解約利率により利息相当額を計算し、この定期積金の掛金残高相当額とともにお支払いします。 ①、初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通預金利率 ②、初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 約定利回り×60%（但し、解約日における普通預金利率を下限とする。）
苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または「ご意見・ご要望受付窓口」（9時～17時、電話：0120-964-522）にお申し出ください。 紛争解決措置 金沢弁護士会紛争解決センター（電話：076-221-0242）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記「ご意見・ご要望受付窓口」または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 尚、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地区の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは前記弁護士会、当金庫「ご意見・ご要望窓口」もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他参考となる事項	・お一人様最高契約額1,440万円までとさせていただきます。 ・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間を繰延べるか、または約定年利回り（1年を365日とする日割計算）の割合により遅延利息をいただきます。 ・満期日以降の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の対象となります。預金保険によって元本1,000万円までとその給付補填金が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）

付 帯 さ れ る 傷 害 保 険 の 概 要

保険契約者	・信金中央金庫
被保険者	・しんきん傷害保険付定期積金『安心たまる君』契約者本人
保険の対象	・国内・国外を問わず急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ亡くなられた場合や入院、手術をされた場合に保険金をお支払いします。
お支払いする保険金	<p>・【傷害死亡保険金】 事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に保険金をお支払いします。お支払いする保険金の額は、定期積金契約日から最初の1年間については、被保険者カードに記載された掛金総額と同額となります。2年目以降については、掛金総額から毎年、初回掛金の12倍(1年分)の金額分ずつ減額した金額となります。</p> <p>・【傷害入院保険金】 事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合に、入院1日につき、被保険者カードに記載された掛金総額の0.1%の金額を保険金としてお支払いします。</p> <p>・【傷害手術保険金】 入院保険金をお支払いする場合で、その治療のために事故の日からその日を含めて180日以内に所定の手術を受けられた場合に、手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍、20倍、40倍(1事故によるケガに対して2以上のを受けた場合には、そのうち最も高い倍率)を乗じた額をお支払いします。但し、1事故によるケガについて、1回の手術に限ります。 ※ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。</p>
保険金をお支払いできない主な場合	<p>◎保険契約者や被保険者(保険の対象となる方)の故意によるケガ</p> <p>◎けんかや自殺・犯罪行為を行なうことによるケガ</p> <p>◎無免許運転、酒酔運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ</p> <p>◎脳疾患・疾病・心神喪失等によるケガ</p> <p>◎地震、噴火またはこれらによる津波によるケガ</p> <p>◎ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミングなどの危険な運動中のケガ</p> <p>◎以下の職業に従事中に被ったケガ カーレーサー、オートバイレーサー、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含む)、プロボクサー、これらと同等またはそれ以上の危険を有する職業など</p>